【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第22期中（自2026年４月１日　至2026年９月30日）
【会社名】	株式会社サンウェルズ
【英訳名】	ＳＵＮＷＥＬＳ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　新　俊彦
【本店の所在の場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長　　上野　英一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長　　上野　英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 中間会計期間	第22期 中間会計期間	第21期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（百万円）	13,407	14,165	28,136
経常損失（△）	（百万円）	△1,441	△1,047	△2,168
中間（当期）純損失（△）	（百万円）	△1,517	△1,211	△1,656
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―	―	―
資本金	（百万円）	35	35	35
発行済株式総数	（株）	35,220,000	35,220,000	35,220,000
純資産額	（百万円）	7,105	5,767	6,972
総資産額	（百万円）	45,567	44,493	45,633
１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△46.77	△37.33	△51.07
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	15.5	12.9	15.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△818	621	△332
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,182	△487	△1,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	628	△325	62
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	4,265	3,900	4,092

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。
４．１株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2025年２月７日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、調査の結果、短時間訪問事案及び同行者不在訪問事案が存在していたことが判明しました。本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性が一時的に大幅に低下したことから、前々事業年度（2025年３月期）に925百万円、前事業年度（2026年３月期）に1,656百万円の当期純損失を計上し、２期連続の当期純損失となりました。さらに、2026年度診療報酬改定等の外部環境の変化を背景に、現行の事業構造では十分な収益性の確保が困難な状況にあり、当中間会計期間においても中間純損失1,211百万円を計上いたしました。

また、当中間会計期間末の借入金のうち、2023年３月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当中間会計期間末における借入金残高321百万円）及び2023年９月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当中間会計期間末における借入金残高549百万円）に付されている財務制限条項に抵触しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社は当該状況を解消するための具体的な施策を推進しており、2027年３月期を構造改革実施期間と位置づけ、以下の対応策を実行しております。

①収益モデルの転換

サービス提供の適正化を進め、持続可能な収益モデルへの転換に取り組んでおります。

そのため、報酬制度の見直しや利用者ニーズの変化に対応したサービス提供体制の再構築を進め、収益構造の安定化を目指しております。

包括型訪問看護療養費の新設に伴い、従来の出来高による訪問に依存する収益構造から、１日単位の包括評価に対応した持続可能な収益モデルへの移行を進めております。具体的には、これまで当社が強みとしてきたパーキンソン病の入居対象者様へのケア体制をベースとしつつ、入居者様の状態に応じたサービス提供の適正化・効率化、それに伴う人員配置の適正化を推進しております。新たな報酬制度下においても安定的に利益を創出できる収益基盤へのシフトを進めております。

②コスト構造の抜本的見直し

固定費及び変動費の両面からコスト構造を見直し、収益性の改善に取り組んでおります。

報酬体系の変更に伴う利益率への影響を低減するため、コスト構造全体の抜本的な再構築を進め、経営効率の向上を図っております。これまで外部へ委託していた清掃等の各種業務について自社内での内製化を推進し、業務委託費の削減を図っております。あわせて、訪問看護や介護スタッフの勤務シフト・配置の最適化や、施設運営に関わる各種調達コストの最適化を並行して推進しております。包括型の評価制度下でも一定の収益性を維持できる経営体制の確立を進めております。

③稼働率向上施策の推進

医療連携及び入居促進の強化を通じて稼働率の向上を図り、収益力の底上げを進めております。

稼働率向上に向けて、地域医療機関との連携強化や入居促進施策を体系的に推進し、安定的な入居フローの構築を進めております。具体的には、地域の主要な病院および居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に対する営業活動を行う「専任営業担当者」を各エリアに配置いたしました。この専任営業担当者による継続的な営業活動を通じて、退院後や在宅からの入居相談・紹介ルートの構築を進めております。当社の強みであるパーキンソン病ケアの専門性を地域医療機関へ直接訴求することで、高い稼働率の維持を図っております。

また、資金繰りに関する懸念を解消するため、取引先金融機関からは、2026年４月21日付「（開示事項の変更）借入金の返済条件の変更及び資金使途の変更に関するお知らせ」及び同年９月24日付「（開示事項の経過）借入金の返済条件の変更に関するお知らせ」のとおり、2026年４月30日から2027年３月31日までの期間、借入金の元本返済について猶予を受けており、今後についても取引先金融機関と緊密に連携し、必要な協議を継続してまいります。

なお、2025年３月21日付「債権の流動化に関するお知らせ」のとおり、キャッシュ・フローの改善及び財務安全性の向上を目的として債権流動化の契約を締結しております。加えて、2026年２月12日付「代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、当時の代表取締役から財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れを行い、当面の事業資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、雇用環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の伸び悩みや米国の関税政策の影響などから、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が後期高齢者となった現在、さらに高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進展する2040年頃を見据え、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められております。地域にかかわらず適切な医療・介護サービスを受けられる体制の整備が求められており、質の高い在宅医療・訪問看護の確保がますます重要となっております。また、指定難病分野においては専門的な医療・介護ニーズが高まっており、専門医療機関や専門的な介護サービスに対する需要は今後一層拡大していくものと考えております。

このような環境のもと、当社はパーキンソン病専門施設である「ＰＤハウス」の中長期的な事業拡大を推進しております（前事業年度には新たに13施設を開設）。一方で、2026年度診療報酬改定等による事業環境の変化を背景に、収益モデルの転換やコスト構造の見直し等の施策に重点的に取り組んでおります。これらの施策の推進を優先するため、当面の間、「ＰＤハウス」の新規開設を一時的に見合わせております。

また、当該診療報酬改定における包括型訪問看護制度の導入に伴い、当社の訪問看護サービスの報酬体系に変化が生じております。この報酬体系の変化により、当社の訪問看護サービスに係る収益性に一定の下押し影響が生じております。このような事業環境の変化に対応するため、当社はパーキンソン病専門施設としての特性を維持しながら、当該制度に適合した人員配置への移行やビジネスモデルの見直し等の構造改革を推進しております。これらの構造改革には一定の期間を要することから、収益性は一時的に大きく低下しております。なお、当中間会計期間において、希望退職者の募集に伴う特別退職金88百万円を特別損失として計上しております。

以上により、当中間会計期間における売上高は14,165百万円（前年同期比5.7%増）、営業損失は590百万円（前年同期は993百万円の営業損失）、経常損失は1,047百万円（前年同期は1,441百万円の経常損失）、中間純損失については1,211百万円（前年同期は1,517百万円の中間純損失）となりました。

②財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末の資産合計は44,493百万円となり、前事業年度末から1,140百万円減少しました。これは主に、売掛金が446百万円、リース資産が400百万円、現金及び預金が192百万円、未収還付法人税等が113百万円減少したことによるものです。

（負債）

当中間会計期間末の負債合計は38,726百万円となり、前事業年度末から64百万円増加しました。これは主に、賞与引当金が123百万円、未払法人税等が73百万円、資産除去債務が66百万円増加した一方で、債権流動化に伴う支払債務が135百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間会計期間末の純資産合計は5,767百万円となり、前事業年度末から1,204百万円減少しました。これは主に、中間純損失の計上により利益剰余金が1,211百万円減少したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて192百万円減少し、3,900百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は621百万円となりました。これは主に、減価償却費919百万円、売上債権の減少額446百万円、法人税等の還付額113百万円が生じた一方で、税引前中間純損失1,136百万円が生じたこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は487百万円となりました。これは主に、新規施設を取得したことに伴う有形固定資産の取得による支出501百万円が生じたこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は325百万円となりました。これは主に、リース債務返済による支出175百万円、債権流動化に伴う債務純減額135百万円が生じたこと等によるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当中間会計期間における当社の研究開発費の総額は９百万円であります。

(7) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当中間会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 （所在地）	設備の内容	取得価額 （百万円）	資金調達方法	引渡日
ＰＤハウス新潟寺山 （新潟県新潟市東区）	ＰＤハウスの建物 （注）２	655	自己株式処分資金	2026年９月

（注）１．当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
２．2027年６月の開設を予定しております。

3【重要な契約等】

（1）財務制限条項が付された借入金契約

主な借入先	株式会社横浜銀行（アレンジャー兼エージェント） 株式会社北陸銀行	株式会社北陸銀行	株式会社みずほ銀行
契約形態	シンジケートローン方式タームローン	バイラテラル方式タームローン	コミットメント期限付タームローン
当初借入金額	800百万円	530百万円	500百万円
資金使途	設備資金	設備資金	設備資金
借入期間	自　2020年３月31日 至　2045年３月31日	自　2022年10月４日 至　2029年９月30日	自　2023年３月14日 至　2030年９月30日
担保の有無	あり	あり	あり
保証の有無	なし	なし	なし
2026年９月末日の長期借入金残高	606百万円	227百万円	285百万円
2026年９月末日の１年以内返済長期借入金残高	25百万円	37百万円	35百万円
財務制限条項	①各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額又は2019年３月期末の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益において、２期連続して損失を計上しないこと。	①各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益において、２期連続して損失を計上しないこと。	①各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益において、２期連続して損失を計上しないこと。 ③各決算期において、単体の貸借対照表及び損益計算書におけるネットレバレシオ※1を、20以下とすること。

主な借入先	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行
契約形態	実行可能期間付タームローン	コミットメント期限付タームローン
当初借入金額	750百万円	700百万円
資金使途	設備資金	設備資金
借入期間	自　2023年６月27日 至　2031年６月30日	自　2023年９月15日 至　2031年９月30日
担保の有無	あり	あり
保証の有無	なし	なし
2026年９月末日の長期借入金残高	496百万円	499百万円
2026年９月末日の１年以内返済長期借入金残高	66百万円	50百万円
財務制限条項	①各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額又は2023年３月期末の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持すること。 ②各決算期末日において、単体の損益計算書における経常損益の金額を０円以上に維持すること。 ③2027年３月期以降各決算期において、単体の貸借対照表及び損益計算書における基準値※２を、20以下とすること。 ①～③の各項目において、同一項目について２期連続して抵触しないこと。	①各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益において、２期連続して損失を計上しないこと。 ③各決算期において、単体の貸借対照表及び損益計算書におけるネットレバレシオ※１を、20以下とすること。

（注）※１　ネットレバレシオ＝（有利子負債－現預金）／（税引後当期損益＋減価償却費）
※２　基準値＝（有利子負債－（売掛金＋棚卸資産－買掛金＋現預金））／（営業利益＋減価償却費）

（２）債権流動化に関する基本契約

当社は、2025年３月21日付の取締役会決議に基づき、2025年３月31日付で債権流動化に関する基本契約を締結しており、その内容は以下のとおりであります。

①債務者	各都道府県の国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金
②対象債権	診療報酬債権、介護報酬債権、障害福祉サービス等報酬債権
③譲受人	ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション東京支店
④極度額	35億円
⑤初回実行日	2025年４月18日
⑥契約期間	１年間（自動更新）
⑦その他重要特約等	なし

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	35,220,000	35,220,000	東京証券取引所プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、１単元の株式数は100株であります。
計	35,220,000	35,220,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	―	35,220,000	―	35	―	―

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社杏	東京都中央区日本橋２丁目１－３　アーバンネット日本橋二丁目ビル１０階	13,500,000	41.61
苗代　亮達	石川県金沢市	3,904,700	12.04
DBS BANK LTD. 700104 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 068809 （東京都港区港南２丁目１５－１　品川インターシティＡ棟）	1,484,500	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティＡＩＲ	901,000	2.78
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA （東京都中央区日本橋３丁目１１－１）	604,100	1.86
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	589,121	1.82
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２－１０号	458,600	1.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	302,500	0.93
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD （常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内１丁目４番５号　決済事業部）	250,961	0.77
吉田　修	群馬県渋川市	206,500	0.64
計	－	22,201,982	68.43

（注）１．株式会社杏は、当社取締役苗代亮達の資産管理会社であります。
２．上記のほか、当社所有の自己株式が2,777,292株あります。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,777,200	―	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、１単元の株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,421,900	324,219	同上
単元未満株式	普通株式 20,900	―	―
発行済株式総数	35,220,000	―	―
総株主の議決権	―	324,219	―

（注）「単元未満株式」には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町15番13号	2,777,200	―	2,777,200	7.89
計	―	2,777,200	―	2,777,200	7.89

（注）上記の他、単元未満株式が92株あります。なお、当該株式は上記「①発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,092	3,900
売掛金	4,923	4,476
棚卸資産	※1 19	※1 21
未収還付法人税等	113	―
その他	300	241
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	9,448	8,639
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,973	11,389
リース資産（純額）	21,669	21,269
その他（純額）	2,451	2,129
有形固定資産合計	35,094	34,787
無形固定資産	15	15
投資その他の資産		
その他	1,076	1,053
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	1,075	1,051
固定資産合計	36,185	35,854
資産合計	45,633	44,493
負債の部		
流動負債		
買掛金	209	196
１年内償還予定の社債	15	15
短期借入金	572	572
１年内返済予定の長期借入金	※2 1,039	※2 1,193
債権流動化に伴う支払債務	1,516	1,381
リース債務	378	406
未払法人税等	―	73
賞与引当金	1,233	1,357
その他	2,119	2,204
流動負債合計	7,084	7,401
固定負債		
社債	30	22
長期借入金	※2 4,541	※2 4,394
リース債務	22,535	22,331
退職給付引当金	314	343
診療報酬返還に伴う負債	3,207	3,207
資産除去債務	612	679
その他	335	345
固定負債合計	31,576	31,324
負債合計	38,661	38,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	35	35
資本剰余金	8,633	8,634
利益剰余金	△1,730	△2,941
自己株式	△5	△5
株主資本合計	6,932	5,722
新株予約権	39	45
純資産合計	6,972	5,767
負債純資産合計	45,633	44,493

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
売上高	13,407	14,165
売上原価	12,294	13,048
売上総利益	1,113	1,117
販売費及び一般管理費	※1 2,106	※1 1,707
営業損失（△）	△993	△590
営業外収益		
受取利息	4	6
補助金及び助成金収入	94	206
その他	14	24
営業外収益合計	113	236
営業外費用		
支払利息	555	654
その他	6	38
営業外費用合計	561	693
経常損失（△）	△1,441	△1,047
特別損失		
固定資産除却損	4	1
特別退職金	-	※2 88
特別損失合計	4	89
税引前中間純損失（△）	△1,445	△1,136
法人税等	71	74
中間純損失（△）	△1,517	△1,211

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△1,445	△1,136
減価償却費	875	919
賞与引当金の増減額（△は減少）	46	123
退職給付引当金の増減額（△は減少）	35	29
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0	0
受取利息及び受取配当金	△4	△6
支払利息	555	654
補助金及び助成金収入	△94	△206
売上債権の増減額（△は増加）	△323	446
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1	△2
仕入債務の増減額（△は減少）	22	△13
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	△114	△36
預り金の増減額（△は減少）	9	150
預り敷金及び保証金の増減額（△は減少）	20	12
その他	△9	47
小計	△429	985
利息及び配当金の受取額	3	5
利息の支払額	△511	△684
補助金及び助成金の受取額	89	200
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	29	113
営業活動によるキャッシュ・フロー	△818	621
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,091	△501
有形固定資産の売却による収入	－	7
敷金の差入による支出	△97	△0
その他	5	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,182	△487
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△40	－
債権流動化に伴う債務純増減額（△は減少）	1,337	△135
長期借入れによる収入	－	7
長期借入金の返済による支出	△519	－
社債の償還による支出	△7	△7
配当金の支払額	△0	△0
リース債務の返済による支出	△137	△175
自己株式の処分による収入	－	0
その他	△4	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	628	△325
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,372	△192
現金及び現金同等物の期首残高	5,637	4,092
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,265	※1 3,900

【注記事項】

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

（追加情報）

（診療報酬返還に伴う負債）

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年９月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年２月７日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。これに伴い、前々事業年度において、当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。当中間会計期間においては、導入済みの再発防止策の継続的な運用及び改善により、追加で計上すべき返戻額は発生しておりません。

（中間貸借対照表関係）

※１　棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
商品	2百万円	1百万円
仕掛品	2	2
貯蔵品	15	17

※２　財務制限条項

当社の借入契約の一部には、財務制限条項が付されています。

①当社が2020年３月25日に締結したシンジケートローン方式タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2020年３月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2019年３月期末の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。

(b)2020年３月期及びそれ以降の各決算期末日における単体の損益計算書上の経常損益につき２期連続して損失を計上しないこと。

2026年３月期末日の借入残高（長期借入金598百万円、１年以内返済長期借入金33百万円）

2026年９月末日の借入残高（長期借入金606百万円、１年以内返済長期借入金25百万円）

②当社が2022年10月３日に締結したバイラテラル方式タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2023年３月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期直前の決算期末日の75%以上に維持すること。

(b)2022年３月期及びそれ以降の各決算期末日における単体の損益計算書上の経常損益につき２期連続して損失を計上しないこと。

2026年３月期末日の借入残高（長期借入金189百万円、１年以内返済長期借入金75百万円）

2026年９月末日の借入残高（長期借入金227百万円、１年以内返済長期借入金37百万円）

③当社が2023年３月14日に締結したコミットメント期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2023年３月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

(b)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2023年３月期以降の決算期につき２期連続して損失とならないようにすること。

(c)2023年３月期決算期以降につき、単体の貸借対照表及び損益計算書においてネットレバレシオを20以下とすること。

ネットレバレシオ＝（有利子負債－現預金）／（税引後当期損益＋減価償却費）

2026年３月期末日の借入残高（長期借入金249百万円、１年以内返済長期借入金71百万円）

2026年９月末日の借入残高（長期借入金285百万円、１年以内返済長期借入金35百万円）

④当社が2023年６月27日に締結した実行可能期間付タームローン契約及び2026年９月25日に締結した第二回変更契約書には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2024年３月期及びそれ以降の各決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を、2023年３月期の年度決算期の末日または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(b)2024年３月決算期以降の各年度決算期の末日における単体の損益計算書において、経常損益の金額を０円以上に維持すること。

(c)2027年３月期以降各年度決算期の末日における単体の損益計算書及び単体の貸借対照表において、以下の計算式の基準値を20以下とすること。

基準値＝（有利子負債－（売掛金＋棚卸資産－買掛金＋現預金））÷（営業利益＋減価償却費）

(a)～(c)の各項目において、同一項目について２期連続して抵触しないこと。

2026年３月期末日の借入残高（長期借入金455百万円、１年以内返済長期借入金107百万円）

2026年９月末日の借入残高（長期借入金496百万円、１年以内返済長期借入金66百万円）

⑤当社が2023年９月15日に締結したコミットメント期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2024年３月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

(b)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2024年３月期以降の決算期につき２期連続して損失とならないようにすること。

(c)2024年３月期決算期以降につき、単体の貸借対照表及び損益計算書においてネットレバレシオを20以下とすること。

ネットレバレシオ＝（有利子負債－現預金）／（税引後当期損益＋減価償却費）

2026年３月期末日の借入残高（長期借入金449百万円、１年以内返済長期借入金100百万円）

2026年９月末日の借入残高（長期借入金499百万円、１年以内返済長期借入金50百万円）

なお、上記の借入契約③及び⑤については、前事業年度末及び当中間会計期間末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関より期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて書面による承諾を得ております。

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
給料及び手当	643百万円	576百万円
賞与引当金繰入額	51	46
退職給付費用	4	4

※２　特別退職金

希望退職者募集による退職者への特別退職金を特別損失に計上しております。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
現金及び預金勘定	4,265百万円	3,900百万円
現金及び現金同等物	4,265	3,900

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

(単位：百万円)

	サービス区分						合計
	ＰＤハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	1,096	―	―	―	―	―	1,096
関東	4,939	―	―	―	―	―	4,939
中部・北陸	2,126	910	85	236	48	15	3,422
関西	2,370	―	―	―	―	―	2,370
中国・四国	42	―	―	―	―	―	42
九州	1,329	―	―	―	―	―	1,329
顧客との契約から生じる収益	11,905	910	85	236	48	15	13,200
その他の収益	―	―	―	―	206	―	206
外部顧客への売上高	11,905	910	85	236	255	15	13,407

(注)　「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

(単位：百万円)

	サービス区分						合計
	ＰＤハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	1,206	―	―	―	―	―	1,206
関東	5,534	―	―	―	―	―	5,534
中部・北陸	2,228	782	86	227	35	16	3,376
関西	2,529	―	―	―	―	―	2,529
中国・四国	176	―	―	―	―	―	176
九州	1,138	―	―	―	―	―	1,138
顧客との契約から生じる収益	12,812	782	86	227	35	16	13,960
その他の収益	―	―	―	―	204	―	204
外部顧客への売上高	12,812	782	86	227	239	16	14,165

(注)　「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	当中間会計期間 （自2026年４月１日 至2026年９月30日）
(１)１株当たり中間純損失（△）	△46円77銭	△37円33銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（百万円）	△1,517	△1,211
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る中間純損失（△）（百万円）	△1,517	△1,211
普通株式の期中平均株式数（株）	32,432,508	32,440,480
(２)潜在株式調整後１株当たり中間純利益	―	―
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

株式会社サンウェルズ

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松　聡

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石橋　智己

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2026年4月1日から2027年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。